

県央保健所長告示第7号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年7月11日

県央保健所長 鈴木俊彦

通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310115886	上田デイケアセンター	盛岡市上田一丁目6番52号	平成20年3月31日